無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　略］	［略］	［略］
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈢　略 ㈣　小電力データ通信システムの無線局の送信設備（二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）	二〇	八〇
［五～八　略］		
八　次に掲げる送信設備 ㈠・㈡　略 ㈢　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備 ㈣　［略］	二〇	
［九～十八　略］	［略］	［略］
十九　次に掲げる送信設備 ㈠～㈣　略 ㈤　第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線標定陸上局の送信設備	二〇	五〇
［二十　略］	［略］	［略］

［2～5　略］

改正前

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　同上］	［同上］	［同上］
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈢　同上 ㈣　小電力データ通信システムの無線局の送信設備（五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）	［同上］	［同上］
［五～八　同上］		
八　次に掲げる送信設備 ㈠・㈡　同上 ［新設］	［同上］	
㈢　［同上］		
［九～十八　同上］	［同上］	［同上］
十九　次に掲げる送信設備 ㈠～㈣　同上 ［新設］	［同上］	［同上］
［二十　同上］	［同上］	［同上］

［2～5　同上］